

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について（常陸太田市）

1 制度の概要

要支援 1・2 及び要介護 1 の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として福祉用具貸与費の算定ができないとされています。

しかし、厚生労働大臣が定める者の状態像（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号第 25 号のイで定める状態）に該当する方については、市の確認を得る等、一定の条件を満たす場合には例外的に福祉用具貸与費を算定することが認められます。

したがって、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を十分に確認、検討することが必要になります。

2 例外給付の対象となる福祉用具の種目

<要支援 1・2、要介護 1 の利用者>

- (1) 車いす及び車いす付属品（電動車いす含む）
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換機
- (4) 認知症老人徘徊感知機器
- (5) 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- (6) 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

<要介護 2・3 の利用者>

- (1) 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

3 例外給付の対象となる場合

(1) 認定調査票の基本調査の結果を確認する

まず、直近の認定調査における基本調査の結果から、表 1 の状態像に該当するかを確認してください。

例) 特殊寝台及び同付属品の貸与の場合

表 1 を見ると、「(一)日常的に起き上がりが困難な者」もしくは「(二)日常的に寝返りが困難な者」が例外給付の対象になる状態像であることがわかります。つまり、基本調査 1-4 もしくは 1-3 が「できない」になっていれば保険給付の対象になり得ます。

もし、例外給付の対象になる状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討し貸与を受けてください。

(2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び同付属品」の「(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト」の「(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がありません。

そのため、該当するかどうかの判断は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントによって、ケアマネジャーが判断してください。

(3) 基本調査の結果を確認した結果、例外給付の対象にならない場合

基本調査の結果のみでは例外給付の対象にはならない場合でも、下記のいずれの条件も満たした上で、常陸太田市の確認を受けた場合は例外給付の対象になります。

- ① 表 2 の i から iii のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている。

(表1)

種目	例外給付の対象になる状態像 (厚生労働大臣が定める者のイ)	左の状態像に該当する基本調査の結果 (厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査項目の結果)
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査項目 1-7 「3.できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査項目なし
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査項目 1-4 「3.できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の(一)(二)のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査項目 3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査項目 3-2～3-7 のいずれかが「2.できない」 又は 基本調査項目 3-8～4-15 のいずれかが「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査項目 2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査項目 1-8 「3.できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査項目 2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査項目なし
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-6 「4.全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-1 「4.全介助」

(表2)

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（表1）の状態像に該当する者
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに（表1）の状態像に該当することが確実に見込まれる者
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から（表1）の状態像に該当すると判断できる者

4 事務の流れ ※(1)～(6)を経て給付開始決定となります。

(1)主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。主治医の所見を求める際には、単に「自宅での生活にベッドが必要」といった表現ではなく、「腰椎圧迫骨折により、体幹筋力の低下と腰部の痛みが強く、起き上がり立ち上がりが困難なため、ギャッチ機能のある特殊寝台が必要」というように、どのような心身の状態
で、当該用具の貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過（第5表または介護予防支援経過記録）へ記録してください。

(2)サービス担当者会議の開催

主治医の所見に基づき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

(3)常陸太田市への書類提出 ※郵送でも受け付けています。

貸与を受ける方の状況や種目ごとに提出書類が異なります。以下の①～③を確認し、該当する書類を提出してください、

貸与を受ける福祉用具の種目ごとに書類を提出してください。「車いすと同付属品」、「特殊寝台と同付属品」は同一の書類に記入していただいて構いません。

① 軽度者に係る福祉用具貸与該当報告書（様式第1号）

→ 表1の状態像に該当した場合

② 福祉用具貸与に係る確認依頼書（様式第2号）

→ 表1の状態像に該当せず、「車いす」もしくは「移動用リフト」以外の
種目を貸与する場合

③ 福祉用具貸与に係る理由書（様式第3号）

→ 表1の状態像に該当せず、「車いす」もしくは「移動用リフト」を貸与
する場合

様式第2号及び様式第3号の添付書類

- ・居宅サービス計画第1表、第2表、第4表、第5表、モニタリング表
（介護予防の場合は介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援経過記録、
介護予防支援・サービス評価表）
- ・医学的所見を確認した書類・文書の写し
※医学的な所見を文書で確認した場合のみ

(4)提出時期

原則として、利用開始前に提出してください。

やむを得ない事情で提出が遅れる場合は必ず連絡をしてください。

(5)審査

様式第1号、第2号を提出した場合は提出書類にて審査を行います。

様式第3号を提出した場合は提出書類を審査したのち、訪問調査を行います。

(6)給付可否の連絡

書類等を審査したうえで、給付の可否を市より事業所（担当者）に連絡します。

ケアマネジャーはその結果を支援経過（第5表または介護予防支援経過記録）に記録
してください。

5 再度の提出について

以下のうち、いずれかの場合は、再度提出してください。

(1)利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。

(2)新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

※1度返却し、再度貸与を受ける際には市に連絡をしてください。

6 例外給付承認期間について

例外給付承認期間は要介護（要支援）認定有効期間満了日までです。

7 その他

返却する場合や、軽度者でなくなった場合、市への連絡は必要ありません。